ハ一尺も掛得りし事なし大庭掛るに夏まてそれを付老元
殊に無る中ごど意斗しとてても人〻の御存知御指りの尺掛
分る事を見ると之ても先達の僅みて大目ニ見居けれハ不〻乃
者一言も不足ハ不申候しとなん去ル宝暦二千支斗を御吉祝ニ是
出頭年の方々の御催御饗の御差ニ付る先此那り参るに付宿申不
それからる大会元上の事斗〻の未熟ニ及ふたんとありし付国元
云合ても為し御饗にありハ諸人一統不安て八不和成事
何方迄ても未熟に及ひ居候しも申せしとなん是ル九斗年も不
て今宵露の庖丁　上覧ありしかハ御感斜ならすして時服弐
充下し并御定りハ藤井国上羽二重也拝領
また露の庖丁ニ付急あやを相伝ニ下座しとせむ去年　上の思召より
名
大納言様御不幸ニ付上下ヶ申候　但年老元上下也　武郎
武郷　上覧下されし旨まて　御申安方を始め御紙方し是ル九年

き相九何迄も　上覧場ニ出座有之ニ付取立る也

一六九　九月廿八日　　青木但馬守

近江国蒲生郡村十五ヶ所御用上納ニ付　仕付方御代官役
下御勘定所ニ而出頭候事御楽無御座候ニ付其日中御沙汰有之候
中有

一七十　同日近江国蒲生郡ヶ所村御用ニ付上納ニ付　井上河内守　仕付方御代官
右為清水方御勘定所ニ　仕付代納
御近江国御勘定所出羽守御下知
方出何

一七一　十月廿七日

田安殿御用ニ付橋本屋

大木清吉